別記様式第二十二の十一(第三十八条の四関係)

初 心 運 転 者 講 習 通 知 書

年　　月　　日

住　所

殿

公 安 委 員 会 印

道路交通法第108条の2第1項第10号に掲げる初心運転者講習を下記のとおり実施いたしますので通知します。

なお、初心運転者講習は、この通知を受けてから1か月以内に限って受けることができます。やむを得ない理由なく初心運転者講習を受けない場合は、再試験を受けなければならないこととなります。

初心運転者講習を行う理由	
初心運転者講習に係る免許の種類	
初心運転者講習の場所	
備　　考	

備考　用紙の大きさは、日本産業規格A列4番又はおおむね縦10センチメートル横21センチメートルとする。